

死刑囚・小島繁夫の秘密通信

足音が近づく

市川悦子

死刑囚・小島繁夫の秘密通信

足音が近づく

市川悦子

立風書房

足音が近づく



1987年8月25日 第1刷発行

定価 1,200円

足音が近づく　死刑囚・小島繁夫の秘密通信一

編著者＝市川 悅子

発行者＝下野 博

発行所＝株式会社 立風書房

東京都品川区五反田三一六一八 千一四一

電話＝東京（四四七）一一九一（代表）

振替＝東京五一七四四九三一

印刷所＝壮光舎印刷株式会社／株式会社美術版画社

（編集担当）坂井昌彦

©Etsuko Ichikawa, printed in Japan 1987
無断複製（なんしょく）を禁ず（乱丁本・落丁本はお取替えいたします）

ISBN4-651-70034-9 C 0095

足音が近づく

—死刑囚・小島繁夫の秘密通信—

目 次

第一章 そ の 罪

判決——死刑（強盗殺人・死体遺棄）
特別告へ（解説1） 11 6

第二章 戦慄の檻

1 最後の住処
·秘密の作業開始（解説2） 16
2 秘密通信の成功
·信仰と友情（解説3） 32
3 あいつぐ処刑 32
4 やすらぎのない日々 74 40 32 17 16

第三章 愛

1 蒼き合う心
·初めての面会（解説4） 108 108

第四章 暗黒の淵より

2 ひとすじの恋

・幸子、博多へ（解説5）

3 獄中結婚

・求婚（解説6）

・入籍（解説7）

121 119 119 115 115

1 妾執（昭和三十九年）

2 悪夢（昭和四十年）

3 暗影（昭和四十一年）

4 寂寥（昭和四十二年）

231 189 172 148

第五章 終焉

1 苛立ち

・疲れゆく幸子（解説8）

2 破局

・故郷へ帰ろう（解説9）

■ 死刑執行

279 268 268 252 252
280 279 268 268 252

△あとがき△

市川悦子

△表紙△
多田進

280

第一 章

そ の 罪

判決(注)

本籍 香川県坂出市本町二五六番地
住居 不定

無職

小島繁夫

大正十二年十二月三日生

本籍 大阪市東区栄町一三八番地
住居 不定

無職

田中雄次

昭和八年三月五日生

被告人兩名に対する強盜殺人、死体遺棄被告事件について、当裁判所は検察官水野三郎出席の上審理を遂げ、次のとおり判決する。

主文

被告人田中雄次を無期懲役に、被告人小島繁夫を死刑に各処する。

押収に係る魚切庖丁、斧の柄各一本はこれを没収する。

理由

(犯罪事實)

被告人小島繁夫は香川県において小島繁の長男として生れ、農学校卒業後、教員、銀行員等をなし、昭和二十一年四月頃結婚したが、昭和三十年五月妻和子と離婚し、昭和三十一年四月頃単身佐世保市に転住し、飯島真一方に住み込み、共同で飲食店を営んでいるうち、同年七月頃には、その事業もうまく行かなくなつたので、飯島方を立ち去り、飯島方で知り合つた被告人田中の父に頼んで同市上町の同人方二階に間借りして居住するようになつたが、當時事業不振から自棄酒を飲み、所持金は大方使い果していしたものであり、一方被告人田中雄次は家族との折合が面白くなく、仕事を怠つてパチンコ遊戯等に耽り、自暴自棄となつていたものであるが、兩人が相識つて以来は、一緒にパチンコ遊戯をしたり将棋を指したりして交際をしていたものであるところ、

第一、同年八月末頃被告人両名は前記二階の間において、金品欲しさから現金等を所持していることが確実と思われる集金中の銀行員から金錢を奪うことを話し合い、遂に同年九月三日頃被告人小島繁夫が前記飲食店で知り合つた西九州相互銀行行員高山進(当三十四年)を殺害して同人から金員を強奪することを共謀し、被告人小島繁夫は被告人田中雄次に対し「適當な家を借り受け、自分が銀行員をその家に連れて来て話をするから、お前が背後から手斧でやれ、自分がいい頃を見はからつて合図する」旨指示したほか、犯行の手段方法並びに死体は海中に投棄すること等を打合せて、同月四日被告人らはこの計画を実行すべ

く同市中町三番地佐々木ヨシノ方八畳間を借り受け、同日午後七時頃其処に移転し、その夜両名で外出し、被告人小島において古道具店で、犯行に使用するため魚切庖丁及び手斧各一丁を買い求め、さらに両名で釣舟雇入の交渉に赴いて準備を整え、翌五日朝両名共にいよいよ計画通り決行する目的で外出して前記高山進と連絡をとるなど万端の打合せを遂げて帰宅し、午後一時頃、犯行を計画通り果すためには家人が居ては都合が悪いところから、被告人田中において家主の佐々木ヨシノを誘つて映画見物に連れ出し、同被告人は午後二時頃被告人小島からの電話連絡によつて一人で帰宅して待機しているうち、午後二時頃被告人小島は前記飯島真一との共同事業において知り合つた西九州相互銀行の高山を集め金を依頼するという所用にかこつけて同家に誘致して来て、同家八畳間ににおいて、同被告人と高山とが応接台を中心として対談しているところを、被告人田中において、かねて打合せていたとおり、小島の目配せに従つて高山の背後より同家炊事場の板の間に置いてあつた前記手斧を以つて同人の頭頂部に一撃を加え、同人が立ち上つて必死になつて救いを求め、断末魔の叫びをあげている背後から被告人小島が同人の口を塞ぎ、これを引すつて後退し、同間に接する表玄関土間に移動するや、被告人田中はさらに小島所有のトランクの中に入れてあつた前記魚切庖丁を取り出して来て、これを以つて右土間に物置附近において、背後から被告人小島が抱きしめている同人の右脇腹を突き刺して殺害した上、同人携帶に係る西九州相互銀行所有の現金四万七千九百円余り、小切手三枚（額面十五万八千二百九十九円）、書類數十点、並びに高山進所有の手提鞄一個、自転車一台、短靴一足等を強取し、

第二、右犯行後、被告人両名はこれを隠蔽する目的を以つて、高山進の死体の処置について協

議し、かねての計画どおりこれを海中に投棄することを共謀し、被告人両名において死体の荷造りのため柳行李、ロープ、布団袋等を買い求めて来て用意を整え、同日夕刻前記八畳間において、右死体をビニールの敷物に包み、ロープで縛つてこれを柳行李の蓋に詰め、さらに布団袋に入れて梱包し、被告人小島においてこれを前記強奪に係る自転車の荷台に積んで前夜舟の借入れ方約束済みの同市浜町漁業大森源八方に運び、一足おくれて同所に来た被告人田中とともに事情を知らない同人に依頼して右死体を海上に積み出そうとしたが、同夜波が高いため舟を出すのを断られたので、同夜は該死体を右海岸の近くの草むらに置き、被告人小島のみ残つてその監視を続けていたが、翌日夜に至るも被告人田中は帰来しなかつたので、遂に午後十一時頃被告人小島が単独で、前記大森と共に同死体を同人所有の伝馬船に載せ、同人をして沖合約千七百米の海上に漕出さしめ、同所で右梱包の死体を海中に投棄してこれを遺棄したものである。

(証拠の標目)

省 略

(法令の適用及び本件犯罪の情状)

被告人両名の判示各所為のうち、判示第一の強盜殺人の点は刑法第二百四十条後段、第六十条に、判示第二の死体遺棄の点は同法第百九十一条、第六十条に各該当するところ、右はそれぞれ同法第四十五条前段の併合罪の関係に在る。
茲で本件犯行の動機、計画性、態様、被害者高山進殺害後の死体の処置並びに被告人両名の性

格、年齢、境遇等主觀的諸情況其の他一切の事情について被告人両名の情状を検討するに、前掲の各証拠によれば被告人小島は昭和三十年頃その妻と夫婦生活上の不和から離婚しそのため境遇上大きな変化を来したことが想像されるも、これを同被告人の本件犯行の動機に関連して考察するとき同情さるべき事情であるとは認め難く、被告人田中も犯行當時未だ若者の身で、被告人小島に比し遙かに思慮分別が浅かつたことのほかには特に酌量すべき事情は見出し得ない。しかも該犯行は被告人両名の単なる金品欲しさから企図されたもので、それは驚くべき綿密な計画性を有し、且つ残忍を極め、その被害はすこぶる深刻であり、この計画は被告人小島が考案し、同被告人より人生の経験において未熟な被告人田中が右計画に従つて行動したとはいえ、同被告人も前記犯行の基本的な計画には積極的に合意したものというのほかなく、判示第一の犯行に直接手を下したものは被告人田中であり、判示第二の犯行は被告人田中が中途で逃走したため、被告人小島がこれを完結していることが認められ、以上の情状に鑑みれば、その罪質は極悪であり、被告人両名の罪責はともに重大であるといわざるを得ない。それで被告人小島に対しても、犯罪の情状その他諸般の情況を参酌しても毫も酌量すべき事由は存しないが、被告人田中に対しては、その年齢、本件犯行において演じた役割等を考究するとき、なお若干の酌量すべき事由なしとなる。

よつて被告人両名の判示強盜殺人罪につき所定刑中被告人小島に対し死刑を、被告人田中に対し無期懲役を各選択し、それぞれ同法第四十六条第一項、第二項を適用して他の罪の刑を科さないこととする。

なお押収中の魚切庖丁、斧の柄各一本は強盜殺人罪の用に供したもので被告人ら以外の者に属さないので同法第十九条、第四十六条第一項及び第二項各但書に則りこれを没収することとし、

訴訟費用は刑事訴訟法第百八十二条第一項但書を適用してこれを被告人らに負担させない。よつて主文のとおり判決する。

昭和三十三年九月一日

長崎地方裁判所佐世保支部

裁判長裁判官 山田勝之助
裁判官 大原正直
裁判官 池田文彦

(注) 判決文中強盗殺人事件に関係のない部分は省略し、また関係者の氏名、犯罪地、裁判所名などには、一部変更を加えた。

特別舎へ（解説1）

一審で死刑の判決を言い渡された小島は、これを不服として福岡高等裁判所に控訴申し立ての手続きを取った。彼の身柄は、佐世保刑務所から福岡市土手町にあつた「土手町拘置支所」（被告人、すなわち裁判未確定者——いわゆる未決囚——を収容する施設）に移された。

小島がみずから作成して高等裁判所に提出した「控訴趣意書」（不服の理由を記載した書面）は、字数およそ四万字、原稿用紙にして百枚にものぼる詳細なものである。小島の控訴理由の主な点は「実際に犯罪を実行した田中が情状を酌量^{しゃうりょう}されて無期懲役^{ちようえき}となつたの

に対して、自分は年長者ということで主犯にさせられ、死刑の判決を受けた。これは不公平もはなはだしいから、なにとぞ減刑をお願いしたい」というのである。

福岡高等裁判所は、慎重を期して、一審でも取調べられた証人佐々木ヨシノ（家主）と証人大森源八（伝馬船の持主）を、ふたたび尋問した。しかし、昭和三十四年四月三十日、「小島を極刑に処したことは相当である」として、「控訴を棄却する」という判決を下した。

小島は、これを不服として同年五月十二日最高裁判所に対して上告申し立ての手続を取つた。最高裁判所の審理は一、二審の記録のみを対象として行なわれ、被告人が呼び出されることはない。しかも上告が認められるのは、「一、二審の判決に憲法違反があつたとき」などに限定されており、したがつて上告申立人の主張が通つて一、二審の判決が破棄されることは、めつたにない。このことは、小島も弁護人の説明などで百も承知していたであろう。

しかし彼は、ふたたび書類の作成に取り組んだ。「上告趣意書」そしてこれと同時に最高裁判所に提出された「上申書」「嘆願書」を合わせると、実に原稿用紙百七十枚に達する長文のものである。これらの書類には、犯行のいきさつとその前後の事情が詳細に記載されてあり、小島の藁わらをもつかもうとする気持ちがありありとうかがわれる。しかし、最高裁判所は約一年後の昭和三十五年六月二十八日、上告の理由は認められないとして「本件上告を棄却する」との判決を宣告した。

それでもなお諦めることのできない小島は、上告棄却の通知を受け取ると直ちに、最高裁判所に対し、判決訂正申し立てをした。一日でも長く判決の確定を、そして死の到来を遅

らせたいという小島の生への執念である。だが最高裁判所は、小島の申し立てから約二週間後の同年七月十九日、「申し立てを棄却する」という短い決定を下し、ここに彼の死刑は確定した。彼に残された道は、もはや「新たな証拠の発見」などを理由とする再審の申し立て以外にはない。それは、上告以上に「狹き門」であるのだが……。

死刑の判決が確定した者は、福岡市百道の福岡刑務所に移され、拘置区（被告人だけを収容する区域）の中の「特別舎」に収容される。確定した死刑囚に対しては、やがて訪れる死を前にして少しでも安心立命の境地に至らせるため、宗教活動（教誨といふ）が活発に行なわれる。また日常の待遇も、一般の刑事被告人（未決囚）に比べるとはるかに寛大である。他方自暴自棄に陥りやすい彼らに對しては、特に厳重な警戒も払わなければならない。これらの理由から、彼らは一般の被告人や受刑者とは切り離されて、特別の区画に収容されるのである。

小島は、昭和三十五年八月二日土手町拘置支所から特別舎入りをした。こうして、彼の「死を待つ日々」が始まる。

